

1 はじめに

令和4年4月19日、最高裁判所により「評価通達と平等原則」に関する判決（以下「本判決」という。）が下された。本判決については、「タワマン節税」で国税側が勝訴した事例として、判決直後から、多くのメディアで報道がなされた。

そのような注目度から、本判決に関しては既に多くの論考が存在しているが、当職は実務家であり、研究者のように本判決の学術的意義を仔細に論じ、検討することは不可能である。そこで、本稿においては、非法律家にとっても本判決の内容、そして射程範囲が理解できるように、本判決の内容・含意をかみ砕いて説明していくこととしたい。

2 本判決の事案の概要

(1) 本判決における登場人物は、以下のとおりである。

ア 被相続人 A(大正7年生)は、不動産の売買、賃貸借及び管理等を目的とする株式会社の代表取締役の地位にあった者だが、平成21年6月26日に代表取締役を辞任した。

イ Aの相続人としては、妻、長女、長男、次男、孫(次男の子)の5名がいる。孫は、民法上、本来であればAの相続人とはならないが、Aとの養子縁組により、共同相続人の1人となった。なお、判旨においては言及されていないものの、Aが孫と養子縁組をしたのは、相続税の節税対策のためと推測される。

(2) Aの相続財産としては、下記不動産(以下「本件各不動産」という。)のほか、複数の不動産や多額の有価証券、現預金が存在していた。

ア 東京都杉並区所在の土地(宅地 約378平米)及び同土地上の建物(8階建て鉄筋コンクリート造マンション)

Aはこれらを平成21年1月30日に8億3700万円で取得した。その際、B銀行から6億3000万円を借り入れた。

イ 神奈川県川崎市所在の土地(宅地 約281平米)及び同土地上の建物(7階建て鉄筋コンクリート造マンション)

Aはこれらを平成21年12月25日に5億5000万円で取得した。購入に際し、同月21日妻から4700万円を、同月25日B銀行から3億7800万円をそれぞれ借り入れた。

ウ これらの不動産は、遺産分割の結果、孫が取得した。

(3) 相続税の申告内容

ア 相続人らは、 \yen 、財産評価基本通達の定める評価方法により、本件各不動産を評価し、相続税の申告をした。評価額は以下のとおりであった。

- ・ 東京土地 1億1367万6734円
- ・ 東京建物 8636万4740円
- ・ 川崎土地 5816万2741円
- ・ 川崎建物 7550万2026円

イ 処分庁は、独自に本件各不動産の価額を評価した。その評価額は以下のとおりであった。

- ・ 東京土地 3億800万円
- ・ 東京建物 4億4600万円
- ・ 川崎 5億1900万円(土地建物合わせて)

ウ 相続人らの評価額によると、相続税の基礎控除の結果、相続税額は0円となった。これに対して、処分庁は、上記イの不動産評価額を前提として、相続税の総額を2億4049万8600円とし、更正処分、賦課決定処分を行った。

3 判旨

最高裁判所は、次のように述べ、相続人らの上告を棄却した。

ア 「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではない。」

イ 本件においては、「本件購入・借入れが行われ・・・たことにより・・・相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減されることになる」「被相続人及び上告人らは、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情がある」

ウ 「本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということはできない。」

4 検討

(1) 本判決の記載からすれば、被相続人及び相続人が、不動産の購入・借入れが相続税の負担の減免を生じさせるものであることを知らなかった場合や、知っていても、それを期待してあえて実行したものではないと認められる場合には、類似の節税対策スキームを実行した場合であっても本件とは異なる結論に至る可能性が存在していると考えられる。

(2) では、なぜ最高裁は、本件の被相続人及び上告人らが、本件購入・借入れが上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したと認定したのか。キーポイントとしては以下の事実関係が挙げられよう。

① 被相続人 A の年齢

被相続人 A が本件各不動産を購入したとき、A は90歳を超える高齢であった。既に人生の大半を経過し、余生を過ごしている A にとって、14億円近くに上る高額の不動産を購入し、資産形成をする必要性は認められ難いであろう。

② 高額の借入による購入

A は本件各不動産を購入するにあたり、約10億円の借入れをしている。この借入れについて、金利や返済期間がどのようなものだったか、判旨上は明らかではないが、余生長くない A にとって、10億円もの借入金を長期にわたって分割返済していくことは不可能と思われ、したがって、本件借入れについては、そもそも約定通りに完済されることを予定したものではなかったことが推測される。

③ 相続税申告額

被相続人及び相続人らが本件購入・借入れを実行した結果、相続税額については0円という極端に低額な金額となった。本件購入・借入れがなかった場合にかかっていたはずの相続税額とは、金額面において大きな乖離が生じていた。

(3) 本判決は、極端な相続税対策に警鐘を鳴らした判決であるが、タワマン節税が一般論として禁じられたわけではない。今後は、本判決の上告人らの相続税対策を失敗事例とし、同じ轍を踏まぬよう、慎重な相続税対策を検討することが必要とされよう。